

令和元年度
地域提案型 空き家活用事業（調査研究事業）
実施団体 募集要項

1. 調査の目的, 背景

平成 25 年住宅・土地統計調査によると, 指宿市における空き家戸数は 4,360 戸, 空き家率は約 19.5%となっており, 人口減少社会のなか, 空き家の活用の促進は, 重要な取組であると考えております。

また, 自治会等が空き家の情報を把握していることや, 地域独自の取り組みも行われていることなどから, 地域住民の主体的な取り組みによる空き家の活用を支援し, 空き家を資源とした「まちづくり」や「地域コミュニティの活性化」を図るため, 『地域提案型 空き家活用事業（調査研究事業）』を平成 30 年度から開始しています。

本事業においては, 事業の仕組みや一連のプロセスを検証するとともに, 地域における取り組みの課題や成果などを検証・蓄積・周知することで, 今後の取組につなげることを目的としていることから, 公募により事業実施団体を募集します。

2. 事業の概要

本事業は, 自治会などの団体が行う空き家の調査研究に対して, その一部を補助することで, 地域が行う空き家の活用等の取組を支援するものです。

事業種別	補助対象者	補助の対象となる取り組み	補助率・上限額
調査研究事業	・地域コミュニティ組織（自治会, 区, 校区等） ・営利を目的としない団体	・空き家マップ, 台帳の作成 ・空き家・跡地の活用計画の検討, 作成 ・地域住民を対象とした研修会や先進地視察 ・周知、啓発のためのパンフレット、ホームページ等作成など	調査研究費の 1/1 以内 （上限 15 万円）

3. 募集の対象

調査研究事業を実施する団体 **1 団体（予定）**

4. 応募資格

- (1) 以下のいずれかの団体であること
 - ①地域コミュニティ組織（自治会，区，校区等）
 - ②その他営利を目的としない団体（NPO 法人，まちづくり団体など）
- (2) 本事業を年度内に適切に実施できる体制であること
- (3) 宗教団体，政治団体，暴力団等でないこと。

5. 応募方法

応募申込書及び事業概要書に必要な事項・取組内容をできるだけ具体的に記載し，指宿市総務部市長公室政策推進係へ1部提出してください。（郵送提出可）

募集要項，応募申込書及び事業概要書等の様式は，市長公室及び山川・開聞支所地域振興課で配布するほか，市ホームページからダウンロードすることができます。

なお，提出いただいた応募申込書及び事業概要書は返却できませんので，あらかじめコピーをお取りください。また，郵送提出の場合は，郵送により提出を行ったことを確認するため，お手数ですが，その旨を電話にてご連絡ください。

6. 募集期間及び提出場所

募集期間：令和元年5月10日（金）～5月31日（金）（必着）

受付時間：月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分（祝祭日は除く）

提出場所：指宿市総務部市長公室政策推進係（指宿庁舎2階）

〒891-0497 指宿市十町2424番地【郵送提出可】

7. 調査研究事業の実施団体の選定

以下の手続きに沿って調査研究事業の実施団体の選定を行います。

(1) 応募書類の確認

応募者から提出された応募書類等の必要書類がそろっているか，応募資格を満たしているかを市で確認します。また，記載内容について，市で聞き取りを行う場合があります。

(2) 審査委員会

提出された応募申込書及び事業概要書の記載内容を基に，審査委員会において，次ページの【審査項目・基準】で示した基準により，事業概要書の計画内容を審査し，調査研究事業の実施団体を選定します。

(3) 選定結果のお知らせ

令和元年6月初旬から6月中旬に，応募者全員に選定結果をお知らせし，市ホームページで公表します。

【審査項目・基準】

審査項目	基準	配点
取り組み内容 (75点)	○地域が主体的に行う取組であるか。	15
	○地域の現状・課題を把握し、その解決につながる取組であるか。	15
	○取組内容に具体性があり、年度内に一定の成果が出せるものであるか。	15
	・地域の活性化につながる取組であるか。	10
	・補助事業終了後においても、取組の継続性や効果の持続性が期待できるものであるか。	10
	・地域での既存の取組や検討があるなど、住民の理解・協力が得られることが期待できる取組であるか。	10
実施体制 (10点)	・取組方法や実施団体の体制、不動産事業者等の外部との協力体制など、事業を適切に実施できる体制であるか。	10
地域性 (10点)	・地域の街並み・自然環境、歴史・風土など地域特性を活かした特徴的な取組であるか。	10
その他(5点)	・上記以外に特筆すべき事項があるか。	5
合 計		100

※凡例：○【重点項目】

8. 調査研究事業の流れ

- ①応募申込書・事業概要書の提出
- ②調査研究事業の実施団体の選定（選定結果の通知）
- ③補助金交付申請書の提出（審査後、交付決定通知の送付）
- ④事業の実施（必要に応じて補助金概算払い）
- ⑤実績報告書の提出【令和2年3月19日（木）まで】（審査後、確定通知の送付・補助金払い）

9. 問い合わせ先

指宿市総務部市長公室政策推進係
 〒891-0497
 指宿市十町2424番地（指宿庁舎2階）
 TEL 0993-22-2111（内線127）

FAX 0993-24-3826
Email : koshitsu@city.ibusuki.jp
HP : <http://www.city.ibusuki.lg.jp>

10. 参考

(1) 調査研究事業における取組（参考例）

- ①空き家調査（現況調査・所有者調査など）、空き家マップ・台帳の作成、その更新方法の確立、空き家調査結果の防犯・防災等の活用方策の検討
- ②空き家所有者の意向確認、地域活性化につながる活用方法の検討、空き家活用計画や跡地活用計画の作成
- ③空き家・跡地に関連する地域のルール等の検討・作成（住まいを空き家にする際の自治会等への連絡方法、空き家の維持管理、新規移住者への対応など）
- ④移住希望者・空き家活用希望者への地域情報・空き家情報の発信（パンフレット「〇〇地域の暮らし方」の作成、インターネット・ホームページの作成など）
- ⑤空き家の活用等に取り組む地域住民の意識啓発のための研修・講演等の開催
- ⑥空き家活用をする上で必要な、専門家（例：司法書士、建築士等）の助言・サポート

など

(2) 調査研究事業において補助対象となる経費・ならない経費（参考例）

○補助対象となる経費

- (1) 報 償 費 講師謝礼（研修、講演など）
- (2) 旅 費 講師招聘旅費（実費／鉄道賃・宿泊料等）
- (3) 消耗品費 事務用品、コピー用紙などの消耗品
- (4) 食 糧 費 会議・研修等におけるお茶代など
- (5) 印刷製本費 チラシ・パンフレット・のぼり・資料印刷など
- (6) 通 信 費 郵便料金など
- (7) 保 険 料 保険掛金（調査等の実施時）、ボランティア掛金など
- (8) 委 託 料 専門家（司法書士等）への委託料
- (9) 使 用 料 施設使用料（研修・講演等の会場使用に限る）
- (10) その他 上記以外で、事業に必要であると市長が認めたもの

×補助対象とならない経費

- (1) 各種経費 実施団体の経常的な活動に要する経費（事務所費等）
- (2) 人 件 費 実施団体の構成員に対する人件費
- (3) 食 糧 費 懇親会等における団体の構成員に係る飲食代
- (4) そ の 他 事業に直接必要でない経費、事業以外に使用する経費

※ 事業に直接必要となる経費のみが補助の対象。